

令和4年度「越後長岡」観光振興委員会
『旅行商品造成支援事業』実施要領

I 目的

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により落ち込んだ観光誘客の回復を図り、市内観光関連事業者の事業継続を下支えするために、長岡市への観光誘客を図ります。

II 事業概要

旅行会社が造成する旅行のうち、長岡市内宿泊（又は長岡市内での食事）及び長岡市内の観光施設への立ち寄りを含む旅行商品に対して助成を行います。なお、長岡市河井継之助記念館に入館料を支払い入館する場合は、助成額を増額します。

III 助成要件

1. 商品内容に関する要件

以下の全ての要件を満たす旅行商品を助成対象とします。ただし、(3)、(4)については、どちらか一方の要件を満たせば良いこととします。

- (1) 旅行の催行開始・終了日が「令和4年6月1日～令和5年2月28日（令和4年8月1日～8月3日を除く）」の期間内であること
- (2) 行程に長岡市内の観光施設への立ち寄りを含むこと
- (3) 宿泊旅行の場合は、長岡市内に1泊以上宿泊することとし、旅行商品の販売額が1人あたり税込15,000円以上であること
- (4) 日帰り旅行の場合は、長岡市内で食事を行うこと
- (5) 各種PR販促物に「協力：「越後長岡」観光振興委員会」と記載すること
- (6) 新型コロナウイルス感染予防対策を講じていること

2. 助成額に関する要件

(1) 助成額の算定方法

○宿泊旅行の場合

| 項目 | 内容 |
|--------------|-----------------|
| 送客実績が100人泊未満 | 送客実績（人泊）×2,000円 |
| 送客実績が100人泊以上 | 200,000円 |

※ 長岡市河井継之助記念館に入館料を支払い入館する場合

| 項目 | 内容 |
|--------------|-----------------|
| 送客実績が100人泊未満 | 送客実績（人泊）×3,000円 |
| 送客実績が100人泊以上 | 300,000円 |

○日帰り旅行の場合

| 項目 | 内容 |
|-------------|--------------|
| 送客実績が100人未満 | 送客実績（人）×500円 |
| 送客実績が100人以上 | 50,000円 |

※ 長岡市河井継之助記念館に入館料を支払い入館する場合

| 項目 | 内容 |
|-------------|----------------|
| 送客実績が100人未満 | 送客実績（人）×1,000円 |
| 送客実績が100人以上 | 100,000円 |

(2) 「助成金額上限」の設定

当該事業申請時、1商品あたりの「総予定人（泊）数」を設定し、「要望助成金額」を記載いただきます。「越後長岡」観光振興委員会（以下「委員会」という）は、助成を許可する商品に対し「要望助成金額」を基に「助成金額上限」を設定します。申請者は、この「助成金額上限」の範囲内で、2-（1）により助成額を算定・請求します。

3. 旅行商品の選定方法

提出された申請内容を以下に基づき精査し、当該事業予算の範囲内で、助成の可否を判断します。

- (1) 「Ⅲ-1 商品内容に関する要件」を満たしている
- (2) 長岡市内への観光誘客及び経済効果が見込まれる
(市内宿泊人（泊）数・市内交通事業者利用・市内立寄施設等から判断)

4. 送客実績に応じた助成額の減額

送客実績（人（泊））が総予定人（泊）数に著しく満たない場合、以下のとおり助成額を減額します。
(旅行商品の選定評価を見据えた総予定人（泊）数の過大申請を防ぐため)

| 送客実績（人（泊）） ／総予定人（泊）数 | 減額内容 |
|-------------------------|--------------------|
| 51% ～ 100% | 減額なし |
| 31% ～ 50% | 送客実績に応じた助成額から20%減額 |
| ～ 30% | 送客実績に応じた助成額から50%減額 |

注1：減額計算時、小数点以下が生じる場合は小数点以下を切り上げる。

注2：新型コロナウイルスの感染状況等によっては減額適用しない場合もある（要協議）。

IV 募集時期、助成対象時期及び終了報告期限

| 項目 | スケジュール |
|---------------------|--------------------------------------|
| 申請期間 | 募集案内発出日～令和4年12月28日 午後5時まで |
| 助成可否決定 | 申請書受理後、随時全申請事業者へ通知 |
| 助成対象期間（期間内に催行開始・終了） | 令和4年6月1日～令和5年2月28日 |
| 終了報告期限 | 旅行催行後30日以内または 令和5年3月10日までのいずれか早い方 |

V 事務取扱手順（申請方法）

1. 申請

申請者は、助成申請書（様式1）及び同添付書類を委員会へ提出してください。申請者は会社・支店等の代表者とし、申請印は代表者印（公印）とします（個人印不可）。なお、同一会社・支店等で複数の旅行商品を申請する場合は、旅行商品ごとに助成申請書等を提出してください。

2. 助成可否決定

委員会は、申請書受理後に申請内容を審査のうえ、随時助成の可否等の決定を行い、その旨を申請者に通知（様式2）します。

3. 終了報告及び請求書

申請者は、旅行催行後 30 日以内または令和 5 年 3 月 10 日（金）までのいずれか早い方に委員会へ送客実績を添えて終了報告書（様式 3）及び請求書（様式 4）を提出します。助成金請求額は、助成決定通知に記載の助成金額上限の範囲内となります。

委員会は提出書類を審査し、適正と認められる場合、助成金の確定通知（様式 5）を行います。なお、各種提出書類には以下の書類を添付してください。

【終了報告書（様式 3）】

①最終行程表

- 送客人数を記載すること
- 複数回催行した場合は、各回ごとに作成すること

②長岡市内宿泊施設利用に係る証明書：領収書等人数が分かるもの（写し可）又は長岡市内の飲食店で食事をしたことが確認できるもの

③長岡市内観光施設への立ち寄りが確認できるもの（入館料領収書、写真等）

④長岡市河井継之助記念館の入館に係る証明書：領収書等人数が分かるもの（写し可）

※ 長岡市河井継之助記念館に入館料を支払い入館する場合のみ

⑤旅行商品パンフレット等の各種 P R 販促物（写し不可）

【請求書（様式 4）】

- 振込先通帳の写し

4. 助成金の支払い

委員会は、申請者から提出された請求書（様式 4）及び助成金の確定通知（様式 5）に基づき、適切な請求書受理後 30 日以内に指定の口座に振り込みを行います。

VI 特記事項

○申請内容の変更について

当事業は、申請内容に基づき助成の可否を決定しているため、申請内容の変更は原則不可とします。やむを得ない理由（立寄先の臨時休業等）により、申請内容等を変更せざるを得ない場合は、対応等について事前協議を行いますので、速やかに委員会へ連絡してください。

なお、「変更連絡を怠った場合」「虚偽の報告を行った場合」は、送客実績に関わらず助成金の減額又は助成決定の取消を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

○新型コロナウイルス感染状況等における事業内容の変更について

新型コロナウイルスの感染状況等によっては、当事業内容を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【連絡先】

「越後長岡」観光振興委員会事務局 土田
〒940-0062 長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎 6 階
電話番号：0258-39-2344 FAX：0258-39-3234
Mail：kanko@city.nagaoka.lg.jp

旅行事業者の皆様へ

送客実績に応じて
最大 30 万円助成

長岡市

『旅行商品造成支援事業』

実施中

日帰り旅行も対象！

申請期間延長！！

～令和4年12月28日まで

助成要件

(1) 旅行の催行開始・終了日が

令和4年6月1日～令和5年2月28日の期間内であること
(8月1日～8月3日を除く)

(2) 行程に長岡市内の観光施設への立ち寄りを含むこと

(3) **宿泊旅行**

長岡市内に1泊以上の宿泊と旅行商品の販売額が1人あたり税込15,000円以上であること

(4) **日帰り旅行**

長岡市内で食事を行うこと

(5) 各種PR販促物に“協力：「越後長岡」観光振興委員会”と記載すること

(6) 新型コロナウイルス感染予防対策を講じていること



詳しくは別紙の“実施要領”をご確認ください

主催：「越後長岡」観光振興委員会

キャンペーンに関するお問い合わせ：長岡市役所観光企画課 TEL：0258-39-2344
〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト 6F
e-mail:kanko@city.nagaoka.lg.jp

